

農業経営体、関係協同組合等向け支援

令和2年度補正予算「農業労働力確保緊急支援事業」のうち  
【人材呼び込み支援事業】

Q&A集

令和2年5月28日

【1 事業の内容及び対象等】

問	答
①「人材呼び込み支援事業」による支援とはどのようなものか。	新型コロナウイルス感染症の影響により人手不足となった農業経営体が、緊急的に代替人材を確保するために行う求人活動等に対し、支援するものです。
②支援の対象者は誰か。	求人活動等を行う「人手不足経営体」及び「関係協同組合等」となります。
③どのような経費が支援対象となるのか。	紙媒体及び Web 媒体（インターネット媒体）による求人情報の掲載費、求人チラシの作製費及びマッチング費用等が支援対象となります。
④人材不足経営体の求人活動等に係る経費への支援はどのようにするのか。	上記③の経費に対し、1 / 2 以内で、求人活動等の後に人手不足経営体に対して支援することとなります。

【2 相談窓口機関】

問	答
①相談窓口機関とは何か。	本事業メニューにおける求人活動等の一元管理及びマッチング相談を行うとともに、本事業全体の手続支援・補助を行う機関です。
②相談窓口機関の業務内容はどのようなものか。	<p>①人手不足経営体（求人者）と代替人材（求職者）のマッチング相談や、求職者を求人情報へ案内する窓口 のほか</p> <p>②「農業労働力確保緊急支援事業」全体に係る申請や実績の提出補助・支援を実施することとしています。</p> <p>なお、都道府県により業務範囲は異なります。</p>
③相談窓口機関はどのような団体でも担えるのか。	都道府県や都道府県の外郭団体など、公的又は準公的な機関が担います。具体的には、これまで農業人材のマッチング、紹介等に携わっていた機関や、就農相談を受けている都道府県担当部局、都道府県新規就農相談センターとして機能してる県公社や財団等、都道府県農業会議等が想定され、各都道府県において調整が進められています。
④都道府県に何箇所設置されるのか。	各都道府県に1箇所ずつ設置していただく予定です。
⑤いつ設置されるのか。	6月に順次設置されるよう、各都道府県で準備を進めていただいています。

【3 事業の手続き】

問	答
①申請の方法は書面申請となるのか。	Web の申請システムを基本に考えておりますが、書面による申請も受け付けることとしています。 詳細は追ってお示しいたします。
②支援を受けようとする人材不足経営体及び関係農業協同組合等はどのような資料を準備すればよいのか。	申請にあたっては、広報等活動及び調査に係る調書を作成し、領収書や掲載された求人情報誌等とあわせて、支援対象に当てはまることが判る資料を提出していただきます。

【4 事業対象期間】

問	答
①対象期間が令和2年4月1日以降となっているが、遡って支援の対象となるのか。	令和2年4月1日時点に行われていた取組まで遡って、4月1日以降分が支援の対象となります。なお、4月1日以前から掲載されている Web 広告等については、4月1日以降分を日割り支援します。
②事業の終期が、「新型コロナウイルス感染症の影響による代替人材の確保の必要性が解消された日又は同年12月末日のいずれか早い日」となっているが、12月末までに新型コロナウイルス感染症の影響が解消されていない場合はどうなるのか。	12月末日までとなります。